

(2) 期日・会場・参加者

期 日	管 内	会 場	参 加 者 数
9月1日	県 中	田村郡船引町公民館	216名
9月8日	県 南	西白河郡東村公民館	212名
9月2日	会 津	耶麻郡塙川町公民館	117名
8月31日	南 会 津	南会津郡下郷町公民館	106名
10月24日	相 双	双葉郡浪江町公民館	328名
10月26日	い わ き	いわき市文化センター	175名
9月20日	県・研究大会	福島県文化センター	420名

(3) 講 師

国立社会教育研修所長 湯 上 二 郎
 東北大学教育学部教授 塚 本 哲 人
 " 助教授 不 破 和 彦
 福島県文化センター総務部長 丹 野 清 栄
 福島女子短期大学教授 田 中 平 作
 福島市教育委員会教育長 辺 見 正 治

(4) 助 言 者

会場地市町村長、同教育委員会教育長、県社会教育課員教育事務所長、同社会教育主事、市町村教育委員会社会教育課長、同社会教育主事

(5) 参 加 者

市町村長、同議会議員、教育委員、社会教育委員、社会教育関係職員、社会教育関係団体代表者、小・中・高校等学校教育関係者

(6) 研究 内 容

- ① 在学青少年に対する社会教育の役割
- ② 生がいの各時期に対応した学習活動をより拡充するための方策
- ③ 有志指導者の発掘と活用策
- ④ 社会教育関係団体の学習活動や地域活動の推進策
- ⑤ 「だれでも、どこでも、いつからでも学べる学習の機会や場を豊富にし、学習社会をつくるためにはどうすればよいか。」

5 社会教育指導員の設置

(1) 趣 旨

市町村の指導組織の充実を図るために、市町村教育委員会の委嘱をうけた、社会教育の特定分野について、直接指導学習相談、社会教育関係団体の育成に当たる指導員設置のための経費の一部を補助する。

(2) 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内（1人につき月額34,000円を限度とする。）

(3) 設 置 数

教育事務所別	県 北	県 中	県 南	会 津	南会津	相 双	い わ き	計
人 数	18	18	9	13	5	9	3	75

6 社会教育主事の市町村派遣

(1) 趣 旨

この制度は市町村がみずから社会教育行政の充実を図る

うとする意欲を尊重しつつ、県が市町村行政を補完協力するため、市町村教育委員会からの求めに応じて、社会教育主事を派遣するものである。従って派遣を受けることのできる市町村は当該市町村の任用する社会教育主事が置かれていること、派遣社会教育主事の派遣に伴い市町村任用と社会教育主事を減員しないこと、また派遣期間中に当該市町村の任用にかかる社会教育主事を置くことが確実である等が派遣の条件としている。

(2) 派遣先市町村及び社会教育主事

管 内	派 遣 市 町 村 名	氏 名	派 遣 年 度
県 北	福 島 市	内 藤 英 雄	50
	飯 野 町	佐 々 木 十 志 春	49
	川 俣 町	鈴 木 実	52
	月 館 町	木 戸 勇	52
	岩 代 町	半 田 三 郎	52
	郡 山 市	片 岡 義 和	49
	須 賀 川 市	小 倉 梅 雄	50
	天 荣 村	山 野 辺 庄 吉	52
	玉 川 村	田 母 神 盛 宣	52
	古 殿 町	野 口 松 男	52
県 中	三 春 町	佐 藤 正 与	52
	船 引 町	鈴 木 啓	52
	西 郷 村	近 藤 昌 好	49
	泉 崎 村	橋 間 博	50
	棚 倉 町	我 妻 秀 夫	51
県 南	鮫 川 村	田 村 賢 一 郎	52
	河 東 村	福 田 五 郎	50
	喜 多 方 市	阪 波 淳 一	50
	新 鶴 村	松 崎 栄 一	52
	北 塩 原 村	横 山 善 輔	52
会 津	金 山 町	深 谷 賢 一	52
	高 郷 村	岩 原 昭 夫	52
	田 島 町	佐 藤 宗 意	49
	只 見 町	五十嵐 昭 介	50
	檜 葉 町	小 泉 泰 次	52
相 双	飯 館 村	鎌 田 益 美	50
	相 馬 市	門 馬 秀 夫	52
	新 地 町	浜 名 光 春	52
	い わ き 市	松 本 恒 雄	52

7 みどり号の巡回

(1) 趣 旨

関係各市町村教育委員会の申請に基づき巡回指導を実施して、社会教育上の諸問題について研究協議を行い、各市町村における社会教育の振興・充実をはかることに役立てる。